

静 情 審 第 2 9 号
令和 6 年 12 月 3 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 3 月 22 日 付け 危情 第 142 号 による 下記の 諮問 について、別紙のとおり 答申 します。

記

県民のこえ記録票に関する氏名修正前の文書の非開示決定等に対する審査請求（諮問 第259号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 令和5年10月27日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、別記1の内容に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和5年11月6日、実施機関は、別記2の決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年12月7日、審査請求人は、別記2のうちNo. 2の決定（以下「本件決定」という。）を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、非開示とされた本件対象公文書の開示を求めるというものである。

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由等（下記(1)が審査請求書における主張、下記(2)乃至(6)が口頭意見陳述における主張である。）は、おおむね次のとおりである。

- (1) 存在文書を不存在としている。（本人所有している。）開示を求める。データ改竄を無かったことにする為である。文書改竄が日常茶飯事で多すぎる。
- (2) 令和5年8月、審査請求人が実施機関に意見具申した際に、意見を受けて実施機関が作成した同月23日分及び25日分の県民のこえ記録票（以下「記録票」という。）について任意で提供を受けた。そうしたところ、両日分の記録票について、審査請求人の氏名のうち一文字に誤字を発見したため修正を求めた。このほか、25日分の記録票については、審査請求人が述べた「地球沸騰時代」という用語を「地球温暖化時代」と記載していたため、「地球沸騰時代」に改めるよう求めたところ、「地球沸騰化時代」と記載するなど、要望どおりの修正がなかなか行われなかった。
- (3) 要望どおりに修正されたかを確認するために、修正後の記録票の交付を求めたところ、公文書開示請求の手续をとるよう求められた。そのため開示請求したが、開示された文書は意見申出人の氏名が黒塗りされていた。これでは氏名の誤字が修正されたかを確認することができない。
- (4) 今回の審査請求で開示を求めているのは、修正前の、氏名の漢字が誤っている記録票であり、意見のところが「地球温暖化時代」となっているものである。
- (5) 修正前の記録票について開示請求したところ、修正前の記録票は「改竄」してい

るからないということだった。修正した事実が分かるように記録してあれば「改竄」とはいわないが、自分たちに都合良く書き換えて、修正前の記録票は捨ててしまっていないことにしてしまう。それを「改竄」といつている。こうした事態が起こるのは、実施機関が文書管理の専門職であるアーキビストを配置していないからである。

- (6) 審査請求が出されるということは、県民に不満があるということである。県民の不満解消、ひいては県民の幸福実現に向けて、情報公開審査会の委員の交代を図るべきである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「県民のこえ記録票」とは、県民のこえ担当設置要綱（平成10年4月1日施行）に基づき、県民からの意見を実施機関の各所属の県民のこえ担当が聞き取り、必要に応じてその内容を記録するために作成するものである。
- (2) 令和5年8月23日、審査請求人は、危機管理部危機情報課の県民のこえ担当である危機情報課長に対して「(遺言) 他を思いやる心を持って新しい時代に対応せよ。」という内容の意見を申し出て、記録票に記載することを求めた。
- (3) 実施機関は、審査請求人からの求めに応じて、記録票を提出したところ、審査請求人から氏名の漢字の誤りについて修正するよう指示を受けたため、ワードファイルで作成した当該記録票を上書き修正した。
- (4) 令和5年10月27日、審査請求人は、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し公文書開示請求を行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。
- (5) 実施機関は、開示請求書に「改竄」という文言が用いられていることについて審査請求人に聞き取ったところ、上記(3)で実施機関が行った上書き修正を指して「改竄」と表現していることを確認した。このため、実施機関は、上書き修正前のワードファイルを対象公文書として特定した。
- (6) 上記(5)の公文書については、審査請求人から、氏名の記載間違いの指摘を受けた県民のこえ担当者が、ワードファイルで作成した当該公文書を修正して上書き保存しており、不存在である。このため、令和5年11月6日、不存在を理由として公文書非開示決定処分を行い、審査請求人に通知した。

5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和5年8月23日及び25日に審査請求人が実施機関に対して意見を申し出た際の内容を記録した記録票である。

実施機関は、本件対象公文書のうち8月23日分の修正前の記録票は、ワードファイルを上書き修正しており不存在であるため、条例第11条第2項の規定に

より本件決定を行ったと説明する。

そこで、以下、本件決定の妥当性について検討する。

(2) 本件に係る経緯の確認について

審査請求人は、上記 3 (3) のとおり、記録票の開示請求に対して氏名を非開示とする部分開示決定を受けたと主張している。一方で、本件開示請求に対する実施機関の決定は別記 2 のとおりであり、上記 4 の実施機関の主張からも、部分開示決定をしたような経緯は窺えない。

また、審査請求人は、審査請求書では、別記 2 の No. 2 の決定、すなわち令和 5 年 8 月 23 日分の修正前の記録票に係る非開示決定についてのみ争うとしており、実施機関も弁明書で当該非開示決定についてのみ弁明しているところ、審査請求人は、口頭意見陳述では、上記 3 (4) のとおり、同月 25 日分の記録票についても今回の手続において開示を求めていると主張するなど、本件審査請求の対象となる処分についての審査請求人の発言は、審査請求書の内容と一致していない。

このため、当審査会事務局職員をして審査請求人及び実施機関に経緯を確認させたところ、その結果は別記 3 及び別記 4 のとおりである。

(3) 本件審査請求の対象となる処分について

上記 3 (4) の主張と別記 3 及び別記 4 の経緯を踏まえると、審査請求人が開示を求めている文書は、別記 4 の No. 1 及び No. 2 の記録票であると認められる。

しかしながら、審査請求人は、審査請求書の「審査請求に係る処分の内容」欄に本件決定のみ記載していることから、本件審査請求の対象は、本件決定のみとせざるを得ない。

ただし、当審査会が確認した経緯によれば、これらは同一時期の連続する意見申出に係る記録票であり、実施機関の処理経過にも共通性があると認められるため、両記録票の開示に関する審査請求人の主張について一体的に検討することは可能であると考えられる。このため、8 月 23 日分の修正前の記録票と合わせて、別記 4 の No. 2 の記録票に係る開示の可否についても補足的に検討することとする。

(4) 県民のこえ担当制度について

審査請求人が開示を求めている記録票とは、実施機関が県民のこえ担当設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき運営している、広聴事案を処理する制度の中で作成される記録である。

この制度は、県民本位の行政をより一層推進していくために、県民の持つ行政に対する様々な意見や提言等に幅広く対応し、積極的に行政に反映させていくことなどを目的としたものである。

要綱では、意見や提言等に迅速かつ的確に対応するための仕組みとして、県民のこえ担当を設置し、実施機関の本庁にあっては、課（室）長等の所属長をもって充てることとされており、県民のこえ担当は、県民からの意見や提言等に積極的に対

応するものとされ、県民からの意見や提言等の聞き取りを行った際は、必要に応じて記録票を作成し、今後の行政改善や施策展開の参考とすることとされている。

また、要綱では、県民のこえ制度を所管する広聴広報課において、月ごとに各県民のこえ担当が作成した記録票の写しを取りまとめることなどが規定されており、広聴広報課は、記録票の内容をデータベース化し、全庁的な情報共有に努めるものとされている。

なお、要綱で定める記録票の様式では、こうした制度の目的や記録票の活用方法等を踏まえ、意見申出の内容を逐語で記録するのではなく、要旨を記載することとされている。

(5) 実施機関における文書管理の取扱いについて

ア 公文書の分類について

静岡県文書管理規程（平成 13 年静岡県訓令甲第 6 号。以下「文書管理規程」という。）では、公文書を起案文書、供覧文書及び資料文書の 3 種類に分類している。起案文書とは、事案の決定のための案を記載した文書等で、押印又はこれに準じた処理による意思決定を伴うものであり、供覧文書とは、組織内の閲覧に供するため回付した文書等で意思決定を伴わないものをいう。資料文書とは、公文書のうち起案文書及び供覧文書を除いたものをいう。

イ 起案文書の内容の変更に関する規定について

文書管理規程第 43 条第 4 項では、「起案文書の内容を変更するときは、文書課長が別に定める方法により行う」とされている。

「文書課長が別に定める方法」については、「起案文書の内容の変更に関する事務処理要領」（平成 15 年 11 月 1 日施行）で定められている。当該要領の制定の趣旨は、起案文書の決裁過程を明確化し、追跡できるようにすることであり、その概要としては、起案文書の変更方法を、「修正」、「差替え」及び「再起案」の三つに分類し、それぞれの方法について定義した上で、追跡する上で表示すべき要素を、「変更者」、「変更年月日」及び「変更理由」の 3 要素としている。

なお、これら 3 要素を記載すべき場合としては、修正及び差替えにおける重大変更がある場合並びに再起案の場合に限定されており、その理由について、当該要領の手引では、起案文書の内容を変更する場合の全てについて変更者等の記載を求めることは、職員の事務量をいたずらに増大させ、事務の迅速化に反するほか、意思決定に影響のない場合にまで変更者を明示させても、責任の所在の明確化の趣旨に沿わないことなどが挙げられている。

ウ 供覧文書及び資料文書の内容の変更に関する規定について

起案文書の内容の変更については上記イのとおりであるところ、文書管理規程第 52 条では、「供覧については、起案文書の処理の例に準じて取り扱う」とものとされている。資料文書については、内容の変更に関する規定は置かれてい

ない。

(6) 本件決定の妥当性について

実施機関における上記(5)の取扱いを踏まえ、令和5年8月23日分及び25日分の記録票を実施機関が上書き修正したこと及び本件決定の妥当性について検討する。

別記3のとおり、実施機関は、令和5年8月31日に、同月23日分、25日分及び31日分の記録票を危機管理部内で供覧している。当審査会事務局職員をして確認させたところ、供覧に付された記録票は、いずれも審査請求人の氏名の表記に誤りはないことが認められた。さらに、実施機関が保存している上書き修正後のワードファイルの更新日時を確認したところ、8月23日分及び25日分のいずれも8月31日午前10時過ぎに更新されていることが確認された。こうした事実から、実施機関では、8月31日に部内で記録票を供覧するに当たり、その直前に氏名等の修正を行ったものと認められる。

実施機関によれば、当該記録票は、県民のこえ担当である危機情報課長が作成したことから、作成過程において起案という手続は行っていないということであるため、上記(5)アの3分類のうち起案文書には該当しない。そして、供覧文書について定めた文書管理規程第54条では、「供覧に付する文書等は、供覧に付した時点から公文書として取り扱う。」としていることから、供覧に付する前の当該記録票が公文書の要件を満たす場合、3分類のうち資料文書と位置付けられる。

資料文書については、上記(5)ウのとおり、内容の変更に当たって従うべき規則等は設けられていないところ、当該記録票の性質が、県民からの意見提言等の要旨を記録したものであり、行政の事務事業遂行における意思決定過程の記録でないことや、修正の内容も県の意思決定に影響を及ぼす性質のものではなく、記載内容の趣旨を変更するものでないことを考えれば、修正前の記録票を保存することなく、ワードファイルで誤った箇所を上書き修正したという実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。よって、8月23日分及び25日分のいずれも上書き修正前の記録票は存在せず、開示は不可能であると認められるため、不存在を理由に非開示とした本件決定は妥当である。

(7) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容（本件対象公文書）

令和5年8月23日分、令和5年8月25日分の県民のこえ文書。改竄前と改竄後の両方のもの。各1枚ずつ。危機情報課保管のもの。

別記2 別記1の開示請求に対する実施機関の決定

No	決定の内容	公文書の名称
1	全部開示決定	県民のこえ記録票（令和5年8月23日）改竄後 県民のこえ記録票（令和5年8月25日）改竄前及び改竄後
2	非開示決定 （文書不存在）	県民のこえ記録票（令和5年8月23日）改竄前

別記3 本件に係る経緯の確認結果

年 月 日	内 容
令和5年 8月 23日	審査請求人が実施機関（危機情報課）を訪れ意見した。
令和5年 8月 25日	審査請求人が実施機関（危機情報課）を訪れ意見した。 実施機関が8月23日分の記録票を審査請求人に任意提供した。
令和5年 8月 28日	実施機関（危機情報課）が8月25日分の記録票を審査請求人に任意提供した。 審査請求人が、8月23日分及び25日分の記録票に記載された自身の氏名の漢字の誤りや、25日分の記録票中意見内容欄の「地球温暖化時代」という表記が誤りであることなどを指摘した。
令和5年 8月 31日	審査請求人が実施機関（危機情報課）を訪れ意見した。 実施機関が、8月23日分及び8月25日分の記録票を上書き修正した。また、両日の修正後の記録票と8月31日分の記録票を危機管理部内で供覧した。
令和5年 9月 28日	審査請求人が、「令和5年8月25日分の記録票（危機情報課から広聴広報課に出されたもの。危機情報課保管のもの）」について公文書開示請求した。
令和5年 9月 29日	審査請求人が、前日提出した公文書開示請求の内容を次のように変更する旨申し立てた。「令和5年8月25日分の記録票（令和5年8月28日以降に訂正したもの。危機情報課保管のもの）」
令和5年10月 2日	9月28日付けの開示請求に対し、実施機関（危機情報課）が全部開示決定した。
令和5年10月 3日	審査請求人が、「令和5年8月25日分の記録票（危機情報課から広聴広報課に提出されたもの。広聴広報課保管のもの）」について公文書開示請求した。

年 月 日	内 容
令和5年10月10日	10月3日付けの開示請求に対し、実施機関（広聴広報課）が部分開示決定した。（非開示箇所：意見申出者の住所、氏名に係る部分。条例第7条第2号該当）
令和5年10月27日	審査請求人が、別記1のとおり公文書開示請求した。
令和5年11月6日	令和5年10月27日付けの開示請求に対し、実施機関（危機情報課）が別記2の決定をした。

別記4 開示又は任意提供された記録票の内容

No	開示又は提供年月日	意見受付日	意見申出者氏名欄	意見内容欄（抜粋）
1	令和5年8月25日	8月23日	誤字あり	（略）
2	令和5年8月28日	8月25日	誤字あり	地球温暖化時代
3	令和5年10月2日	8月25日	誤字なし	地球沸騰時代
4	令和5年10月10日	8月25日	誤字なし（非開示）	地球沸騰化時代
5	令和5年11月6日	8月23日	誤字なし	（略）
6	同日	8月25日	誤字なし	地球沸騰化時代
7	同日	8月25日	誤字なし	地球沸騰時代

※ No. 4の意見申出者氏名欄は開示された文書では非開示となっているが、誤字が修正されていることについて当審査会で確認したものである。

別記5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
令和6年3月22日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和6年9月25日	審議	第380回
令和6年10月17日	審査請求人の口頭意見陳述、審議	第381回
令和6年11月19日	審議	第382回
令和6年12月3日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第380回～第382回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第380回、第382回
久 保 田 誠 実	弁護士	第380回、第381回

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第 380 回～第 382 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 380 回～第 382 回
森 下 文 雄	弁護士	第 380 回～第 382 回